

水銀に関する水俣条約特別展を開催しています

水銀に関する水俣条約が平成 29 年（2017 年）8 月 16 日に発効することを受けて、条約の必要性、概要や水俣との関係などを展示した特別展を水俣病情報センターにて開催しています。

世界における水銀の管理を強化する「水銀に関する水俣条約」について知ることのできる機会なのでぜひご見学ください。

水銀に関する水俣条約 特別展

開催期間：平成 29 年 8 月 16 日～

開催場所：水俣病情報センター 1 階 小展示室



水銀に関する水俣条約

条約の概要

どんな条約なの？

水銀の産出、貿易、製品の製造、排出、保管、廃棄など、水銀のライフサイクル全体にわたって規制される国際条約です。

条約の目的は？

人の行為により排出された水銀及び水銀化合物から、人の健康や環境を守ることを目的として、国際的に水銀を管理することを目指しています。

略称として、「水銀条約」や「水俣条約」と呼ばれています。

条約の発効

条約の採択

2013年に熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」で全会一致で採択されました。

条約の発効

2017年6月には条約発効の条件である50か国が条約を批准し、2017年8月16日に条約が発効することになりました。

